

第31回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和元年7月4日（木）

開会 午前10時30分

○事務局（中野課長代理） お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから第31回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入ります前まで、事務局のほうで進行させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業管理課課長代理、中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席いただきました委員の皆様方につきましては、委員7名のうち6名でございます。

大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、中野委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

それでは、ここで、傍聴者の方が数名来られていますので、あらかじめ事務局からご説明させていただきました傍聴要領に従い傍聴していただきますよう、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長の青野よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○青野局長 おはようございます。環境局長の青野でございます。

第31回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日、ご多用の中、路上喫煙対策委員会にご出席賜りまして、委員の方々には非常にありがとうございます。

きょうの議題でございますけども、新たな路上喫煙禁止地区といたしまして、北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、並びに天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域を指

定することにつきまして、事務局のほうから、先般実施いたしましたパブリックコメントの結果、あるいは喫煙所の設置に係る検討状況などをご説明申し上げまして、委員の皆様方にご審議を賜りたいと考えております。

この間、大阪市路上喫煙の防止に関する条例の施行から10年余りが経過いたしております。国におきましても、今月から敷地内禁煙が原則である健康増進法が改正施行されるなど、2020年4月には全面施行ということとなっております。この3月に制定されました大阪府受動喫煙防止条例におきましては、法律よりも厳しい、客席面積が30平米を超える飲食店を対象に2025年4月から原則屋内禁煙となり、罰則も適用されるなど、喫煙を取り巻く状況は大きく変化してまいっております。こうした状況の中で禁止地区の新たな指定につきましてご審議いただくということは、今後の大阪市におけます路上喫煙対策のあり方を考える上でも非常に有意義かと考えております。

委員の皆様方におかれましては、どうか活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれどもご挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

それでは、本日、委員の皆様方の異動がございましたので、ここで委員の皆様を紹介させていただきます。

なお、お名前のみのご紹介とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、初めに、山西委員長でございます。

○山西委員長 委員長の山西です。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 黒坂委員長代理でございます。

○黒坂委員 黒坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（中野課長代理） 清水委員でございます。
- 清水委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 平井委員でございます。
- 平井委員 平井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） すいません、それで、藤田委員でございます。
- 藤田委員 藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） また、先ほど欠席でご紹介させていただきました中野委員につきましては、商工会議所、小林委員が退任され、後任として就任させていただいています。
- 続きまして、事務局をご紹介します。
- 改めまして、環境局長、青野でございます。
- 青野局長 青野でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 事務局（中野課長代理） 環境局事業部長、深津でございます。
- 深津部長 深津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。
- 西尾課長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 北区役所政策推進課長、高村でございます。
- 高村課長 高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 天王寺区役所企画総務課長、佐藤でございます。
- 佐藤課長 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 阿倍野区役所市民協働課長、松下でございます。
- 松下課長 松下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 健康局受動喫煙防止対策担当課長、林でございます。
- 林課長 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） また、これまで路上喫煙対策にともに取り組んでまい

りました危機管理室、消防局につきましてもご出席いただいております。

それでは、ここで、山西委員長にご挨拶をよろしく願いたします。

○山西委員長 おはようございます。座って挨拶させていただきます。

お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

きのうも大雨の警報が出ていたということで、昨年度同様、この時期には大変な災害の前ぶれがいろいろ起こっておりますが、きちんとした委員会を成立させて、きょうの議題もこなしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いたします。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

まず初めに、本日の大阪市路上喫煙対策委員会次第でございます。次に、ごらんいただきました委員名簿と、本日の配席図でございます。次に、第31回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した1枚物を表紙にして、黒色のクリップでとめさせていただきます。クリップを外していただきますと、（1）としましてパブリックコメントの実施結果、（2）としまして新たな喫煙所の検討について、（3）としまして路上喫煙禁止地区啓発標示についての資料でございます。また、その他といたしまして、他都市の加熱式状況の取り扱いについてと、大阪府受動喫煙防止条例の概要についての資料でございます。最後に、前回の30回の委員会の議事要旨、それと条例、規則等をまとめたものをお配りしてございます。

資料に漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては山西委員長に進行をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしく願いたします。

○山西委員長 それでは、議題に入らせていただきます。

1つ目の議題である「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について、この案に対するパ

ブリックコメントの手續の実施結果について、事務局から報告をお願いいたします。

○西尾課長　おはようございます。事業管理課長、西尾です。本日はよろしく願
いいたします。失礼ですけれども、着席させていただいてご説明させていただきます。

それでは、お手元に配付させていただいていました、もともと黒のクリップでとめ
ていました第31回大阪市路上喫煙対策委員会資料、これをクリップを外していただ
きたいと思います。

1つ目の案件でございます。パブリックコメントの実施結果についてということ
をご用意させていただきました。

1ページめくっていただきまして、資料番号2番となっておりますが、今回パブリ
ックコメント手續を実施させていただいて、その結果について今回公表させていただ
いております。

1つ目、意見募集の概要でございますけれども、意見募集期間につきましては、平
成31年4月4日から令和元年5月7日の1か月間実施いたしました。

案の公表方法でございますけれども、環境局の事業管理課あるいは各環境事業セン
ター、市民情報プラザやサービスカウンター、各区役所及び出張所、あと、ホームペ
ージという形で公表させていただいて募集させていただいたところです。

意見募集方法につきましては文書の送付、ファクス、メール、電子申請・オンライ
ンアンケート、もしくは持参ということをお願いいたしました。

2番の意見募集結果でございますけれども、意見の提出総数が131件、131人
の方から延べ192件のご意見を賜ったところでございます。今回、非常に意見総数
も多ございました。ちなみにですけれども、前回、中央区の戎橋・心斎橋筋の禁止地
域の新たな指定についてパブリックコメントを実施させていただきましたけれども、
そのときには57人の方から延べ92件のご意見をいただいたということで、意見を
送っていただいた方あるいは意見総数につきましても前回のほぼ倍増ということで、
今回は非常に注目が当たっていたのかなというふうに思っているところでござい
ます。

結果の発表につきましては、令和元年の6月26日にさせていただきます、その内容につきましては、本日、この委員会においてご報告させていただきます。

提出方法別につきましては、送付が44件、ファクス9通、電子メール24通、その他（電子申請等）が54通ございました。意見いただいた方のご住所ですけれども、大阪市内からが82名の方、市域外からは33名、判別不明な部分が16名の方からいただいております。また、年齢構成なんですけれども、40歳代が一番多ございまして23名の方、あと、各年代からも貴重なご意見をいただいたところでございます。

ご意見の内容と本市の考え方につきましては、次ページ以降に趣旨を踏まえて要約させていただきました上で、それに対しまして本市の考え方を取りまとめさせていただきました。なお、ご意見を取りまとめるに当たりましては、大きく11項目に分類させていただきました。

それでは、3ページをごらんください。

1点目でございます。規制強化についてでございますが、これにつきましては13件のご意見をいただきました。

厳しく取り締まるべきであるとのご意見が4件で、これに対しては、新たな禁止地区の拡大に伴い、効率的な巡回指導が行えるよう取り組みを行うとお答えいたしました。

罰則をより高額にすべきとのご意見を6件いただいております、これに対する本市の考え方は、過料徴収は違反者の摘発や徴収実績の増加が目的ではなく、他人への迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を防止し、違反者に条例の趣旨・目的を理解していただく契機と考えており、他都市の過料設定額を参考に1,000円と定めていくことをお答えしたところでございます。

ちなみにでございますけれども、政令指定都市20都市のこの過料徴収額の設定についての状況ですけれども、金額の設定のないところが2都市ありまして、1,000円とされているところが本市も含めまして9市、2,000円という過料徴収額が

7市、1万円あるいは2万円という都市が各1都市となっております。

続きまして、4ページ、5ページをごらんください。

2点目の項目としまして、「禁止地区」のエリアについて、この2ページ、総数で40件のご意見をいただいたところでございます。

健康増進法の改正や府条例が制定される中で、新たな指定案には反対との意見を2件いただいており、これに対しては、本市条例で禁止区域を指定することができるように定めていることをご説明させていただきました。

また、5ページのほうですけれども、市内全域を禁止地区にしてほしいとの意見を20件いただいておりまして、これをはじめ、禁止地区の拡大を求める意見が全体で38件寄せられております。これに対しましては、平成25年6月に本委員会でもいただいた答申の内容等をご説明するとともに、禁止地区の新たな指定に当たっては、区における意思決定と本委員会での審議を経た上で決定されることについてご説明させていただきました。

なお、5ページの本市の考え方の一番最後に記しておるんですけれども、市内全域を禁止地区に指定することにつきましては、禁止の実効性の確保等の点で難しいとお答えさせていただいております。

続きまして、6ページをごらんください。

3点目の喫煙所の設置についてでございますが、ご意見を11項目に分類させていただいた中で、54件と一番多くのご意見をいただいた項目でございます。

とりわけ、喫煙所の設置により喫煙者を締め出すのではなく、共存でき、マナー向上につながるとのご意見が39件寄せられております。これに対しましては、平成25年6月の本委員会の答申において、今後、禁止地区を新たに検討していく際の考え方、留意点として、禁止地区内あるいは禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ場所に喫煙場所を設けられたいとの提言を受けていることをご説明し、喫煙場所の設置につきましても、委員会における

議論を踏まえた上で個別・具体的に検討を進める旨お答えさせていただきました。

7ページをごらんください。

4点目の項目で、喫煙所を設置しない、閉鎖等についてということで、撤去等も含めたご意見につきましては10件のご意見をいただいております。これに対する本市の考え方につきましては、6ページの本市の考え方と同じ内容を示させていただきます。

そうした中で、ここ最近なんですけれども、大阪市に寄せられる市民の広聴事項、「市民の声」というものがございまして、これにおきまして、いわゆるコンビニ等の店頭先に灰皿が出ているということで、非常に煙たいとか、受動喫煙の問題があるというようなご意見が非常に多く寄せられておきまして、コンビニの灰皿を撤去してほしいといったご要望がございまして、また、8番目の受動喫煙という項目で本市の考え方も示していますけれども、受動喫煙に関する苦情も非常に多く寄せられている状況がございまして。

コンビニ等の灰皿の撤去等につきましては、いわゆる副流煙の関係がございまして、撤去あるいは道路に面していない敷地の奥のほうに移動していただけないかということ、あるいはルールを守った喫煙というような啓発ポスターを張っていただくような形で、環境局のほうから個別に、市民から相談がありましたコンビニ等に出向きまして、いわゆる撤去なり配置がえ、あるいはポスターの掲出等につきまして協力要請をさせていただきます。

また、今回議論いただいております新たな禁止地区に関わりまして、喫煙場所を設置していこうと考えておりますけれども、この新たな喫煙場所の設置に当たりましては、そうした副流煙が出ないような形でパーティションをきっちりと、高さとか副流煙が流れないような構造という部分につきましても検討を並行的に進めさせていただくなど、副流煙の問題等が生じないような対策をとっていけるように配慮してまいりたいと考えておるところでございます。

8 ページをごらんください。

5 点目の項目で、普及啓発についてということで、6 件のご意見をいただいたところでございます。これに対しましては、喫煙者のマナーやモラル、意識の向上を促すことは非常に重要であると考えており、本市がこれまで行ってきた普及啓発の内容をご説明するとともに、インターネットを活用した情報発信を行っていくなど、さまざまな媒体を利用し、普及啓発を行っていくとお答えさせていただきました。

9 ページをごらんください。

外国語での表記をすべき、あるいは増加する外国人の方への周知をとといった観点から、6 件のご意見をいただいております。これに対しましては、国際観光都市大阪としてイメージアップを図る上で、路上喫煙対策は重要な施策であり、これまでに行ってきた普及啓発の内容をご説明するとともに、外国人観光客等への周知啓発活動を積極的に展開していく旨をお答えいたしました。

10 ページをごらんください。

7 点目の項目で、加熱式たばこについて12 件のご意見をいただいております。

この数年で、加熱式たばこのユーザーが非常に増加しているといった状況がございます。そうした中で、規制の対象にとのご意見が3 件、対象外にとのご意見が9 件となっております。これに対しましては、大阪市としては現在のところ、加熱式たばこについては条例の規制対象としてはおりませんが、今後、国や他都市の状況等を踏まえた上で、委員会でのご意見をいただきながら、どのように対応していくか検討していきたいとお答えいたしました。

なお、本日、前回の本委員会で太田委員から質問等もありまして、他都市の加熱式たばこの状況等について改めて照会をかけましたので、後で報告させていただきたいと考えております。

11 ページをごらんください。

8 番、受動喫煙についてでございますが、受動喫煙による健康への影響等の観点か

ら22件のご意見をいただきました。これに対しましては、大阪市路上喫煙の防止に関する条例の趣旨をご説明し、ご理解を求めたところでございます。

12ページをごらんください。

たばこ税の活用についてでございます。

たばこ税を活用して喫煙所を設置してほしいなど、4件のご意見をいただいております。これに対しましては、たばこ税につきましては、たばこ税が目的税ではなく一般財源であることをご説明し、市のさまざまな施策、事業に活用させていただいていることをお答えしました。

13ページをごらんください。

10点目の項目でございますが、条例の趣旨・目的について、受動喫煙の防止を目的とするべきではないとのご意見を4件いただいております。これに対しましては、本市では「健康」「防火・防災」「まちの美化」の観点から条例を制定していること、また、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであり、個人の嗜好を否定したり、喫煙を一律に禁止するものではないこと等についてご説明いたしました。

14ページをごらんください。

14ページから17ページには、11点目の項目ということで、その他意見ということでまとめさせていただきまして、全体で21件のご意見をいただいております。

喫煙者と非喫煙者の共存といったご意見や、禁止地区の指定による効果や過料の徴収状況など、さまざまな意見が寄せられておりまして、それぞれのご意見に対し、本市の考え方を答えさせていただいております。

以上、雑駁ではございますが、パブリックコメントに対するご意見の要旨と、それに対する本市の考え方をご報告させていただきました。

続きまして、18ページをご覧ください。

今回のパブリックコメントの実施結果につきまして、ご意見の項目と件数、主だったご意見の中身につきまして要旨をまとめさせていただきました。

一番多ございましたのが、①3点目の項目でございますけれども、喫煙所の設置についての意見が54件ということで、下の棒グラフにありますように、①の部分が28%ということになっております。また、2番目に多ございましたのが2つ目の項目で、「禁止地区」のエリアについてのご意見が40件ということで21%。3番目に多ございましたのが8番目の項目、受動喫煙についてのご意見が22件ということで12%。以下、13件、12件となっております。

一番意見として多ございました、喫煙所を設置すべきという意見が54件に対しまして、⑥6番目に多ございました部分で、反対意見というんでしょうか、喫煙設備を設置しない、あるいは閉鎖・撤去についてのご意見も10件寄せられていたという状況となっております。

パブリックコメントの実施結果につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山西委員長　ありがとうございます。

大変厳しい意見も踏まえて、非常に示唆のある結果だったと思います。世界最低レベルであるとか、東京と比べて非常に禁煙対策が遅れているとかいう厳しい意見も十分踏まえながら、より効果のある対策をとということで、この委員会でご検討いただければと思っております。

ただいまの報告に関しまして、ご質問なりご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃ、中身をまた参考にしながら、次の議論に役立てていければと考えております。

そうしましたら、新たな喫煙所の検討につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○西尾課長　そうしましたら、2つ目の項目でございます。新たな喫煙場所の検討についてということで、1枚めくっていただきまして、喫煙場所の検討につきましては、前回、本委員会の中で各区のほうから口頭等でご説明させていただいたところで

ございます。

23ページの資料、ここに北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域の喫煙場所の検討ということで、前は口頭でしたけれども、ご説明させていただいた設置予定の場所につきまして、今回丸印で表示させていただいております。

2カ所現在検討しております、相手様、JRあるいは本市の建設局等と協議を進めておるところでございます、そうした中で、JR大阪駅桜橋口前、左側の下側の丸のところなんですけれども、ここはほとんどがJRの敷地内ということもございまして、この間、北区役所とともにJRと協議を重ねている中で、おおむね、ここについては喫煙場所を設置できるのかなというふうに現在のところ認識しておるところでございます。他方、北側にありますJR大阪駅北側につきましては、いろいろ消火栓の設置場所との兼ね合い等々もございまして、現在まだ協議中ということで、引き続き喫煙所の確保に向けて北区役所とともに関係先と協議・調整を進めていきたいなと思っております。

続きまして、次のページ、24ページでございますけれども、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺の禁止地区指定にかかる喫煙場所の検討ということで、この間、複数のポイントを検討し、阿倍野区、天王寺区と環境局で調整もさせていただく中で、関係先とも調整を進めてきたところでございます。

そうした中で、結果として設置不可となったところがございます。今表示させていただいている中で、何とか確保できるのかなということで進めていますのが、一番上のところにありますJR天王寺駅の西側なんですけれども、JR天王寺駅公園口前ということでJR西日本の管理地になりますが、現在、緊急車両の停車スペースとなっておりますが、その部分について一部提供いただけるということで、今、詳細事項についてJRと詰めを行っているところでございます。

また、JR天王寺駅の下側、南側になるんですけれども、表示ではJR天王寺駅南口前歩道ということでありまして、ここにつきましても道路管理者等と協議を進めて

おるところです。ただ、ここにつきましては歩道であり、通行動線等の兼ね合いがありますので、先ほどちょっと触れましたけれども、副流煙の関係もありますため、設置につきましては、やはりいろんな配慮というんでしょうか、これまでに対応できていなかった部分についてもどうしていくのかということも考えた上で、引き続き協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、北区あるいは天王寺・阿倍野区ということで、それぞれ環境局とともに喫煙場所の確保に向け、関係先と調整している内容についてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○山西委員長　　ありがとうございました。

新たな喫煙所の検討についてのご報告に対しまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

太田委員。

○太田委員　　今、これ、新しいところがたくさん喫煙所が設けられるようなんですが、喫煙者の権利もあると思うので、少しでもたくさんの喫煙場所を、皆さんの利用できる駅の近くとか、一カ所でも多く喫煙所をつくっていただければ結構かと思えます。

それと、加熱式たばこのほうも許可を、許可というか、除外していただきたいんですが、今のところは加熱式は……。

○山西委員長　　前回も……。

○太田委員　　ですよね。前も言ったと思うんですけど、ぜひ加熱式たばこは除外していただいて、喫煙場所をつくっていただきたいと思えます。

○山西委員長　　加熱式たばこに関しては、現時点では対象外ということで……。

○太田委員　　今は対象外ですよね。

○山西委員長　　はい。ただ、今後、国の法律だとか、それから、他の都道府県の条例だとかで少しずつ対象にしていくという方向が出てきているかなと思うので、その

あたりを十分踏まえながら、大阪市のほうでどう対応するかというのも今後の議論として検討していきたいと考えておりますので。また後ほど、多分事務局のほうから加熱式たばこに関する他都市の取り扱い例というご説明があるかと思っておりますので、そこでまたご意見を伺えればと思います。

○太田委員　　今、公共施設はみんな禁煙場所が増えてきている、全面禁煙になっていると思うので、この喫煙場所はぜひともたくさん、一カ所でもたくさんつくっていただきたいと思います。以上です。

○西尾課長　　ただいま委員長からご説明があったんですけれども、事務局といたしまして、太田委員からご意見がございました喫煙所の設置につきましては、この禁止地区を指定するに当たりましては、条例に基づいて、本委員会の中でさまざまな議論をいただく中でご提言もいただいておりますのでございます。その部分につきましては、禁止地区を設けるに当たっては、そのエリア内もしくはできる限り近い場所に喫煙所を設置すべきというご提言もいただいております、その考え方のもとでこの間、新たな禁止地区の指定に当たりましては喫煙場所を一定確保してきたところでございます。

今回の北区及び天王寺・阿倍野区の新たな禁止地域の指定に当たりましても、これまでの本委員会での提言をふまえ、その前提のもとで喫煙場所について一定確保していく方向で事務局として動いているところですので、その点についてご理解賜りたいと思っております。

また、加熱式たばこにつきましては、ただいま委員長からご説明がありましたが、後ほど他都市の状況をご報告させていただきます。

なお、加熱式たばこを対象にするかどうかという部分につきましては、非常に大事な、重要な案件であると私どもは認識しております、条例に基づく本委員会の位置づけというんでしょうか、禁止地域の指定だけでなく、重要施策の決定につきましては、本委員会でご議論いただいた上で対応していくと位置づけられておりますので、

そうした点を踏まえた中で、今後の議論課題ということで、場合によっては諮問させていただくような手続を踏むのが適切かなと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○山西委員長　その他、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員　新たな喫煙所の検討についてという資料の北区のほうなんですけれども、2カ所可能性がありということで検討されているということなんですけれども、2カ所どうしても必要なんでしょうかということをお聞きしたいです。

というのは、非常に大きなエリアですので、対角線上に配置されるというのは一定の意味もあるのかなとは思いますが、やはりこの条例の目的が市民の安全とか安心とか健康とか、あるいは町の美化を守ることが目的だと思いますので、路上喫煙を禁止区域ではしないというか、させないというか、そこが目的だと思いますので、ほんとうに2カ所の喫煙所が必要なのかどうかというのは、どういう根拠で考えておられるのかですね。

同様に、天王寺区のこの近辺についても設置不可というところが多かったということで、現状2カ所協議中ということなんですけれども、ご説明にもあったように南口の歩道のところはやや狭い、しかも歩道だということで、副流煙の危険もありということで、非常にふさわしくない場所ではないかなと思いますので、そのあたり、ご説明のとおりかとは思いますが、見通しというか、今後どのような方向なのかなということをお知らせの範囲で教えていただければと思います。

○西尾課長　お答えいたします。

まず1点目、北区の関係ですけれども、桜橋口のほうはおおむねいけそうだとということで先ほどご報告、ご説明させていただいたんですけれども、一方で、対角線上にあります大阪駅北側という部分につきましては、事務局といたしまして、JR大阪駅周辺だけじゃなくて、今回、茶屋町のほうも禁止地域にと考えておまして、黒い実

線で表示している道路上ですけれども、ここを禁止地域ということで考えております。一方、そうした中で、なかなか道路上に大規模な喫煙場所を設置するのが難しい状況にあります。

J R大阪駅の北側に設置する部分につきましては、離れてはおりますけれども、いわゆる茶屋町の関係の中で、できるだけ近い場所という観点から今検討を進めておるところでございます。

続きまして、天王寺の関係ですけれども、天王寺駅の南口、先ほど私のほうからも申しましたが、できるだけ確保したい。非常に通行量も多い地域なんです。天王寺駅の西口もさることながら、南口もやはり通行量がございまして、現地に行きましたら、天王寺駅の南側、西側といったら、非常に吸い殻のポイ捨てが多い状況がございまして、いわゆる美観の関係、安全安心の関係で弊害が出ているかなというふうに認識を持っておりまして、そうした中で、天王寺駅周辺につきましても複数の検討をさせていただきました。

西口と南口に設置できないかなということで検討しておりますが、歩道幅の関係や、南口は特にそうですけれども副流煙の関係もある中で、どのような構造物を設置できるかということで、個別具体協議という形で今後道路管理者とも話をしていく中で、必ずしも設置できるかどうか、今の段階ではお答えできませんけれども、吸い殻の散乱状況というような観点から、現在のところ2カ所設置する方向で事務局として考えているところでございます。

先ほどパブリックコメントでも申し上げましたけれども、今回、新たな禁止地区の指定に当たりまして、新たに喫煙場所を設置するに当たりましては、副流煙が流れ出さないような構造、パーティションも一定、2メートル以上3メートルぐらいの構造物を設置できないか、また、喫煙場所に入る入り口にもクランク等を設けることによって、副流煙が流れ出ない、出にくい構造についても検討していきたいなと思っておりますので、今、候補地として大阪駅周辺も2カ所、天王寺駅周辺も2カ所としていま

すけれども、いずれも全ていけるというふうにはなっておりません。そうした中で、喫煙場所を確保するに当たっては、いろいろ、これまでなかなかでき切れなかった構造上の配慮についても、今回以降、配慮して対応していきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

清水委員。

○清水委員　ありがとうございます。今のご回答に対してまた質問させていただきたいんですけども、北区のほうは、私、最近この現地をあまり歩いていないのでちょっと承知していないんですけども、茶屋町のほうには民間の企業さんが設置された喫煙ブースがあるというようなことがどこかパブリックコメントの中にあったように思うんですけども、もしそれが正しいというか、現状もそうなのであれば、その位置との関係上、北側の協議中の喫煙場所がほんとうに必要なのかということをご説明いただきたいということと、今、天王寺駅の南口ですかね、歩道上のところ、ご説明いただいたところですけども、私もここに来るまでに歩いたりとかしたこともあります。かなり狭い上に人が多くて、吸い殻のポイ捨ても多いということで、その吸い殻の対策がほんとうに喫煙所の設置ということでいいのかどうかですね。

また、どういう大きさのものか、また検討されるかと思うんですけども、大阪市の方、市民の方とか、ここを通られる方はどうかわかりませんが、喫煙所を設置するとそこから漏れる人というんですかね、指導もされるとは思いますが、喫煙所の脇で吸う人とかというのが恥ずかしい話ですけども大学なんかでは結構あって、喫煙所がかえって受動喫煙を増幅させてしまうというような可能性もないわけではないと思うんです。なので、ちょっとどうなのかなというのはほかの委員の方のご意見を伺いたいところですし、ちょっと心配します。

○山西委員長　ありがとうございます。

お答えはありますか、事務局のほうから。

○西尾課長　茶屋町の関係ですけれども、たばこ事業者さんがいわゆる啓発及び販売ブースということで店舗を構えておられまして、その中で喫煙させていただけないか要請に行かせていただきました。その点につきましては一定了解もいただいているんですけれども、ただ、その店舗につきましては夜の8時ぐらいに閉店されるということで、朝まで入ることができないことになっていまして、喫煙場所につきましては昼間から夕方、夜にかけてしか利用できないということで、「朝までどうするの？」という問題がありますため、JR大阪駅の北側に確保する方向で今検討しているところでございます。

また、この茶屋町のエリアの中には、民間の事業者さんなんですけれども、いわゆる自動販売機を設置しておられて、サービスの一環というんでしょうか、喫煙場所を設置されているようなところも確認しております。当該喫煙場所の活用につきまして、いわゆる喫煙所マップに掲載させていただくなど、ご協力いただけるかどうか、協議等を進めていきたいなと考えておるところでございます。

2点目でございますけれども、喫煙所の脇で吸われる方、確かにいらっしゃると思いますが、その部分につきましては、やはり私どもの指導員が喫煙所につきましても巡回する中で指導を実施するとか、また、啓発物、ポスターとかの掲示によりまして喫煙所内での喫煙を誘導していくというような取り組みをこれからも強化してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○山西委員長　この点に関しまして、ご意見、ご質問。

平井委員。

○平井委員　先ほど、天王寺の南口のほうでポイ捨てが多いので、そこに設置と言われましたね。ですけど、私はたばこの1本吸い終わるのが何分かかわかりませんねんけども、そこで捨てるということは、その何分か前に火をつけて吸うということでしょう。そしたら、皆さんがその辺に気持ちとして吸いたいなと思ったところですので、その辺でつくられたらどうかと。ポイ捨てのところで作るよりも、その

先の、捨てる前の、火をつけるあたりのところがわかりませんねんけど、何分かね。その辺のほうがいいんじゃないかなと。ポイ捨てはまた喫煙と関係ないんちがうかなと思いますねんけど、私はわかりませんが、何か今聞かせていただきましてそう感じましたので、すいません、よろしく願いいたします。

○西尾課長 恐れ入ります。歩きながらのたばこということをございましたら、いわゆる駅構内から出た瞬間にというようなことになろうかと思いますし、歩きたばこを規制するという観点から、もともとこの条例設定ということもございまして、そうした中で、立ちどまって喫煙される方もいらっしゃいますし、また、歩行しながらたばこを吸われる方もいらっしゃいます。それは非常に危険でございますので、そうした部分について、喫煙所を設けることによって誘導していくという意味で、この間、本委員会でも設置すべきというふうにご提言いただいたものと認識しております。

ただいま委員のほうからあった点につきまして、喫煙場所の設置に当たっては吸いたくなる瞬間、駅構内からの出口という点、おっしゃるとおりでございますので、今後新たな喫煙場所の設置に当たりましては頭に置いた上で、いろんな関係先と協議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○平井委員 何もわかりませんすいません。よろしく願いいたします。

○山西委員長 ほか、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

喫煙場所の問題に関しましては、私が委員長になってからずっと議論がされていまして、もともと当初、最初に御堂筋の路上喫煙の禁止地区をつくる際には、基本的に喫煙所をつくる。つくるのはなぜか。それは、たばこを吸う人の権利もきちんと確保する必要があるからだという発想で、当初できた段階ではそういう趣旨から喫煙場所を設置しようということで作られたんですけども、その後、私が委員長になってから以降はさらに喫煙に対する意識が、禁煙に対する意識がどんどん高まってきたこともあって、喫煙所は設ける必要がないじゃないかという地元からの意見、例えば京橋地区をやるには地元のほうからも喫煙場所はつukらないという意見が主な意見とし

て上がってきて、じゃ、どう対応しましょうかということをしていろいろ議論した結果、最終的には、全く喫煙場所をつくらないということよりも、むしろ喫煙場所をきちんとつくって明示して、そこに誘導するというやり方等をすればより効果があるというような意見もだんだんだんだん出てきたり、実践してみたらわかってきたということもあって、喫煙場所はたばこを吸う人の権利、吸う場所を与えるということももちろんあるんですけども、それ以上に禁止地区の喫煙をさせないということの効果としても非常に意味があるし、また、ここは禁止地区なんですよということのPRのための存在としても非常に重要なんじゃないかということで、当初、京橋地区で設けられなかった喫煙所を、事後的にまた地元の人々の協力を得て幾つかつくって、なるほど、喫煙場所というの禁煙対策としても効果があるんだなということが1つわかったということもありまして、その後、この両方の調整の中で、できるだけ路上喫煙の禁止を効率よくするためにも、またPRのためにも、可能であれば喫煙場所はどこかに設けて、そこにきちんと指導員も含めて誘導できるような対応ができるのが望ましいのかなというのが、今までのこの委員会での意見になってきておりました。

今後、そういうことも踏まえながら、またさらなる禁煙に対する意識が高くなってきている中で、この喫煙所の問題というのは引き続きまた議論をしていきたいと考えております。

あと、ご質問、意見、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

清水委員。

○清水委員　今の委員長の説明で、私もこの議論の途中から加わっていますので理解した部分もあるんですけども、既に設置されたものも含めて、喫煙所というのとはわりと暫定的なものとして理解していいのでしょうか。それとも、かなりしっかりした恒久的な施設というふうに理解していいのでしょうか。

というのは、今もご説明があったように、世の中の認識とか、喫煙者、非喫煙者の方の考えというのがどんどん変わっていくさなかにあると思うんですけども、その中

で、将来的に撤去できるような状況になれば撤去すべきものというふうに考えるのか、ほんとうに、いや、やっぱりしっかりと喫煙所というのは確保すべきものだというふうに考えるのか、そのあたり、市の考えももちろん変わっていくものかとは思いますが、すけども、現状ではどのような位置づけなんでしょうか。

○西尾課長　お答えいたします。

先ほど委員長から、喫煙場所にかかるこの間の議論経過等について、補足説明いただいたところですが、今までの議論の中では、やはり共存する、マナーを守っていただく、PRとしての存在、それと誘導による実質的な効果を得るために設置してきました。これが議論経過であり、対応だったと思います。

一方で、法律も改正されている中で、いろんな動きが。この条例をつくったのが平成19年4月ですが、10年以上たつ中でいろんな状況が変わってきて、健康問題が非常に取り沙汰されている状況もございます。

その部分につきまして、今までは、一旦設置した喫煙所につきましては、故障とか不備、潰れたりという部分については補修してきておりまして、今ある施設をちゃんと丁寧に管理していくということで、ある意味、恒久的に考えていたかもしれませんが、今回のパブリックコメントでもいろんなご意見をいただいております。前回の中央区の時より倍増の意見をいただいている中で、やはり健康問題という部分に焦点が当たっているのかなというふうにも思っております。いわゆる状況が変わってきておりますので、そこの部分につきまして、引き続き分析なり情報収集に努める中で、新たな局面という部分で、本日お集まりいただいております委員の中でもいろんなご意見があらうかと思っておりますので、そこは今日的な状況の変化をとらまえた中で、改めて議論の対象とする中で、廃止すべきなのか、いや、やはり愛煙家の方も非喫煙者の方も共存していくために必要なのか、という部分について、改めてご議論いただきたいというんでしょうか。

私どもは、そうした他都市の状況とか法律改正という部分につきまして、この本委

員会に対していろんな情報を提供する中で、引き続き、禁止地域の指定だけでなく、今後の施策のあり方等についてもご相談させていただき、場合によっては諮問させていただく中で対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山西委員長　　ありがとうございました。

太田委員。

○太田委員　　清水委員がおっしゃった、喫煙場所を現状のまま、そのままですとしていくかということだったんですけれど、喫煙者の権利もあると思うんですよ。パブリックコメントでも、喫煙場所をなくしてほしいとか、今、現にある高島屋の前ですかね、あんなところもみんななくしてほしいというパブリックコメントがあったんですが、喫煙場所をみんななくしてしまって、喫煙者の権利というのはないのでしょうかと思うんですよ。だから、共存していくためにはやっぱり喫煙場所をきちりつくって、吸う人も吸わない人もどちらも権利があると思うんです。だから、やっぱり吸う人のためにも喫煙場所は一つでも多くつくって、その権利も守っていただきたいと思うんですよ。たばこは悪いもので、全部廃止してほしいみたいな意見が多いんですけど、やっぱり吸う人の権利もあると思うんです。

○西尾課長　　ただいま委員がおっしゃった部分につきまして、おっしゃるとおりでして、条例そのものも、パブリックコメントにもお答えとして触れさせていただいていますが、やはり共存するというところで条例をつくっておりますし、喫煙者の方々の権利を阻害するためにつくった条例ではございませんし、いわゆる共存するため、今、委員もおっしゃったんですけれども、その観点の中で禁止地域を設ける、PRのため、その取り組みを実効あるものとするために禁止地域を設けさせていただいた。その中で、やはり権利というんでしょうか、吸う方に対する配慮という部分、共存するためには一定制限を設けている部分の緩和措置として、喫煙場所をエリア内もしくははできるだけ近い場所に設置していくという考え方のもとでこの間来ております。

今回パブリックコメントでも、大阪市の考えとしてご説明させていただいていますので、現時点で変更する考えを事務局が持っているわけではございません。そうした中で、いろんな意見も出ていますので、愛煙家の方々の意見、たばこをお吸いにならない方々の意見、そこの部分、ちゃんと両方の意見を出していただくというんでしょうか、そうした中で今後の施策、方針を確立していただくために、本委員会にまたご相談させていただきたいと思っていますので、よろしくご理解ください。

○山西委員長 ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

おそらく喫煙場所については条例上の必須条件じゃないんですよね。設けるか設けないとかというのは政策判断の1つとしてなされているので、場合によったら、一旦設けられた喫煙所を撤去するという方向も可能だし、さらに、また逆に増やすという考え方も政策的にとれるということだと思うので、状況を見ていきながらというのと同時に、今回のパブリックコメントでも、市内全域を禁止にしてほしいという意見が20件出ているという、方向としてはそういうふうに禁止場所がどんどん広がっていくという方向はずっとあると思うので、そのときに一切吸える場所をなくして、屋内もだめ、屋外もだめというふうな状況になってしまって、果たしてそれで実効的と言えるかというあたりになると、やっぱり喫煙場所ということはきちんと区切って、限定して、ある程度の施設も備えて、必要かどうかという、またそういう議論も出てくるかと思えますので、そういうことも見ながら、今後この委員会でもこの問題について引き続きいろんな意見を戦わせながら、落ちつきどころというか、今の段階ではこうあるべきじゃないかという統一の意見が出せればなというふうに考えております。

(「済みません、失礼します。患者なんですけれども、質問させていただくことは可能でしょうか」の声あり)

○山西委員長 ちょっと待ってくださいね。

○事務局(中野課長代理) 済みません。発言は控えてください。

(「可能かどうかを伺っています。お許しいただけるかどうかを今、伺っています」
の声あり)

○山西委員長 1問だけということ。

○事務局(中野課長代理) そしたら、委員長の許可が出ましたので、発言を。

○傍聴者 傍聴者であるのですが、質問をご許可いただき、ありがとうございます。

私はいわゆる受動喫煙症という、もともとは抗がん剤治療がきっかけなんですけれども、受動喫煙をしてしまうと大変激しい症状が出てしまい、日常生活にほんとうに支障を来している者なんですけれども、今回お話を聞かせていただいて、そういう受動喫煙被害ですとか医療関係の方からの発言があまりなく、受動喫煙を防ぐという観点からの話し合いがあまりなされていないかなという印象を残念ながら受けてしまいました。

例えば路上に喫煙所ができてしまうと、どうしても通れない人が発生してしまうんです。例えば私のような人とかぜんそくの患者さんなんかは、なかなか路上を通行できなくなる可能性が高いと思っています。難波や京橋などは、なかなか受動喫煙が防げていない状況があります。大阪府では子供を受動喫煙から守る条例などもできておりまして、その辺との整合性なども伺わせていただきたいと思います。

○山西委員長 事務局のほうからは、今の質問に対して何か答えはございますか。

○西尾課長 お答えさせていただいてよろしいですか。

○山西委員長 はい。

○西尾課長 先ほどパブコメの中でも説明させていただいたんですけれども、いわゆる副流煙の関係で健康被害を非常に危惧されている方々、今、ご発言があったあなた様の症状もあれば、いろんな症状があると思います。ぜんそくの方もいらっしゃいます。そうした方々の意見というのはちゃんと大阪市のほうに届いていまして、それに対する見解とかも一定出させていただいていまして、これは「市民の声」という本市のいわゆる広聴相談にあった部分につきまして、オープンで本市の考え方とか回答

につきまして公開させていただいてまして、多分そういうのも見ておられると思うんですけども、そうした中で切実な健康問題ということで今ご発言があったと思います。

そうした部分につきまして否定する考えはございませんし、一方で、先ほどから繰り返し申し上げていますが、喫煙者の方々への対応、共存という部分で喫煙所を設けてきたのが経過でして、そうした中で、あなた様がおっしゃっている健康問題、そうした部分についても引き続き検討の課題という形の中で議論を継続させていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○山西委員長 清水委員。

○清水委員 先ほどの西尾課長のお答えの中で、そうしたぜんそくなどの患者さんというか、そういったたばこの副流煙に対して非常に脆弱というか、健康にかかわるような被害を受けておられる方からの要望があって、それに対して市から回答されているというふうにお答えだったんですけども、その内容というのはこの委員会に参考資料として出していただくことはできないのでしょうか。それはすべきだと思うんですけども。

○西尾課長 お答えいたします。

「市民の声」につきましては全て開示しておりますので、数だけでなく、実際のご質問の中身等につきまして、抜粋というような形でご提供もさせていただいたらいと思いますし、先ほどちょっとパブコメのときの説明でも触れたんですが、やはりコンビニの店頭で灰皿だけを置いていて、それで副流煙が流れてくる部分、パーティションも一切ないというような事例がやっぱりありまして、そこの部分での本市の対応なんですけれども、道路上にありましたら、これは不法占拠というんですか、占用許可を取っていないわけですから、これは「撤去してください」という要請。しかしながら、一方で、店舗の敷地内にある場合につきましては強制力を行政としてはかけられませんので、そこは協力要請というような形で撤去依頼、あるいは敷地の奥のほう

にスペースがあるのであれば、道路の歩行者に対する副流煙の問題を回避するために場所の移設を求めたりという形で対応もしていますし、「市民の声」の回答もそのような形でさせていただいております。

そうしたいろんなケースがやはりあるんです。そして、パブコメの中でありましたけれども、高島屋前につきまして、パーティションがないオープンな喫煙場所になっている部分につきまして、撤去すべきといったご意見につながっているような状況も今日的にはあるという認識を持っています。

ただいま清水委員からありましたので、委員長、次回、また参考資料という形で、そうした「市民の声」の状況、大きく数的な分類の部分と、あと、主だった意見としてこのようなものがあるという部分につきまして、次回の委員会の際に参考資料という形でご提出させていただくということよろしいでしょうか。

○山西委員長　　お願いいたします。できれば市民の人の意見とともに、大阪市の意見としては、現時点ではこういうふうを考えているというものが出せるものがあれば、それも含めてお願いできればと思います。

○西尾課長　　そこにつきましては、本日、パブコメの関係で私のほうからご説明させていただきました市の考え方については、市として通常の市民等の対応の中でもお答えさせていただいていますので、次回ご用意させていただきます。

○山西委員長　　よろしくお願いいたします。そうでしたら……。

黒坂委員。

○黒坂委員　　1点だけお願いがあるんですけども、先ほどの傍聴者の方のご意見も非常に重要なご意見でして、受動喫煙ですよね、体ということに直結しますので、これはまず、条例の市民等の安心、安全及び快適な生活環境、特に安心、安全という面にも直結しかねない重要な問題であると思います。

その上で、委員長がおっしゃったように、これまできちんとした喫煙所を設けることで、そちらのほうに誘導して、そちらのほうで吸っていただくという誘導をしてき

たということですよね。その際に、前には別の場所の際に見せていただいたとは思いますが、どのような喫煙場所を想定されていて、どのような規模でというのを、わかった時点で結構ですからお見せいただければと思います。これは重要な問題かと思えます。むしろ受動喫煙をされたくない方が煙をこうむらないような形にしていきたいなと思っています。

○西尾課長　ただいまご指摘いただいた部分につきまして、前回、中央区の議論をさせていただく中で、いろいろ過去の喫煙場所も掲出させていただいていました。新たに長堀通の三休橋というところに設置した喫煙所につきましては、片側3車線か4車線かある長堀通の真ん中のところ、中央分離帯の大きなスペースの中で、完全に歩行者が通らないような状況になっていまして、そこにつきましてはメッシュのフェンス設置という形で、受動喫煙がほぼないというんですか、車が通っているので歩行者がいないというような状況です。今、ご意見としてありました、どんな喫煙場所か、過去の部分の掲出とあわせまして、今議論していますところ、今後、相手先との調整をやっていく中で、どのような喫煙場所を用意していくかということにつきましても、次回までに、設置できるかどうか決着を急がせてももらいますし、そんな中でどのようなものをつくるかという部分につきましても、パース図というんでしょうか、ご用意させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○黒坂委員　ありがとうございます。

○山西委員長　それじゃ、時間もございますので、次の課題ということで、路上喫煙禁止地区の啓発標示について、事務局から説明をお願いいたします。

○西尾課長　そうしましたら、恐れ入ります、禁止地域に伴う看板の意匠変更等につきまして説明させていただきます。

資料を1ページめくっていただきまして、26ページをごらんください。

環境局のほうで禁止地区あるいはノーポイズンにかかる看板を既に設置しているんですけども、その標示変更について私のほうからまず説明させていただきますし

て、次のページ、27、28ページにつきましては、今後新たに各区のほうで今検討されております看板やステッカー、あるいは路面シートといった新たな啓発のツールにつきまして、各区役所から説明させていただきたいと思っております。

26ページ、これは環境局で設置しているんですけども、上にあります写真の部分がいわゆるノーポイモデルゾーンの標示という部分で既設看板がございまして、ここにつきまして、北区では5カ所、天王寺区2カ所、阿倍野区3カ所ということですが、既にあるノーポイモデルゾーンの看板につきまして、新たな禁止地域を標示していくという形で今回考えています。同じ手法を、中央区の場合でも既にある看板は利用してきたということで、禁止地域の新たな標示として加えていきたいと考えております。

また、下側に路上喫煙禁止地区の看板というのが、北区に現在御堂筋の部分がございまして、次のページ、27ページをごらんいただきたいんですけども、ここで白抜きの四角標示がございまして、阪神百貨店のところに1カ所と、それと、そこから御堂筋を挟んで右斜め上のところに白四角で囲った部分、これは現在、御堂筋の禁止地域の標示ということで看板が既にあるんですけども、この看板を利用させていただいた上で、今後、答申の中でご承認いただきましたら、JR大阪駅の地域、あるいは茶屋町の地域、禁止地域の標示を今ある看板のところにかけかえさせていただきたいなと思っております。

あわせて28ページをごらんいただきたいんですけども、先ほど環境局が設置しています看板、天王寺駅周辺につきましては既設のノーポイモデルゾーンの看板というのが黒四角で書いているところ、「あべのキューズモール」という表示があるところの向かい側、東側に1カ所、それと、ちょっと上側に行ってくださいましたら「あべのハルカス」という表示のところの西側と北側に1カ所ずつという形で、阿倍野区域におきましてはこの3カ所が既にノーポイモデルゾーン地域という位置づけになっていまして、既に看板があるということで、この看板につきまして、先ほど申し

上げましたように禁止地区ということで指定されましたら、そのエリアについての標示を行っていきたいと考えています。

また、天王寺側につきましては、JR天王寺駅の南側の右端、東側というんでしょうか、ところに黒の四角の部分がございまして、また、天王寺公園の東南角のところにこの黒四角の標示、既にノーポイモデルゾーンを標示した部分がございまして、ここの看板を利用して、新たな禁止地域の指定に当たりましては、ノーポイゾーンの標示だけでなく、禁止エリアの標示を加えていきたいなと考えているところでございます。

続きまして、27ページ及び28ページ。各区の新たな啓発標示物について、各区のほうからご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○高村課長　それでは早速、北区の状況につきまして、私、高村のほうから説明させていただきます。簡潔に説明させていただきます。

標示物につきましても、禁止区域の周知、明確性という条例、規則、あるいは過去の答申の趣旨に添いまして、今現在検討を進めております。検討中の図であるという前提のもとでして、北区につきましては、実はこの4つのブロックで今指定を一気にかかろうとしています。すなわち、左下のJR大阪駅、これは民地の部分。それから、右の阪急の部分。それから、上に上がりまして、これは芝田1丁目なんですけども、阪急線の西側。それから、阪急線の東側である茶屋町の部分ということで、この4面を同時で今調整しているという、非常に区の特徴としましては広い面的を一気にするというのを鑑みまして、配置としましてはそれを囲うような形で配置したいということで、まずもって、この下に書いていますような種類、ちょっと白黒色になっていますけど、白抜き、黒抜きで種類をつけさせていただいております。

立て看板等、ポスターを主力としまして、囲うようにやってきたいということで、まだここにまず設置できればいいなというところまでして、もちろん協議によりましてはだめなところもあるでしょうけども、また新たに囲える、増やしていける部分とい

うのは当然今後の協議に出てくるかと思っておりますので、そこはしっかりと調整を進めていきたいと思っております。

あわせて、星印みたいになっておりますデジタルサイネージも、これはNU茶屋町のところなんですけど、民間さんが所有しておりますけど、こういうところでも標示いただけないかという可能性も探していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、この調整は、地元地域はもちろんのこと、事業者さんということで、それとまた道路管理者である建設局さんとの調整というところも多面的に出てきます。これも環境局さんの協力も得ながら進めていきたいと思っておりますので、西日本最大のターミナルというこの中心のど真ん中ですので、既に看板等もいろいろある中で、あるいは都市景観というところの意識も高い部分がありまして、そこら辺の整合性をとりながら、一つ一つご理解を得て丁寧に進めていきたいと思っております。

あわせて、北区らしいデザインの工夫というところも、特に新規設置物については区政会議でもご意見をいただいておりますので、いいものになるよう、明示物になるよう努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○佐藤課長 天王寺区役所企画総務課長、佐藤と申します。引き続きまして、私のほうから、天王寺区における標示物の設置検討状況についてご説明申し上げます。

資料につきましては28ページ、及びデザインにつきましては29ページのほう、標示物のイメージもつけておりますので、そちらをご参照くださいませ。

まず、28ページ、天王寺駅周辺の標示物について全体像をお示ししております。

まず、基本的な考え方といたしましては、天王寺駅周辺の標示物は阿倍野区さんと同様、標示内容を統一して、阿倍野・天王寺エリアとして一定の区域を示すものとして統一したものとなるよう、これまで調整を既に行ってまいりました。JR天王寺駅前には商業施設も立ち並び、また、駅の利用者が関西圏でも3位ということで、大変往来が多うございますけれども、一方で、多数の歩きたばこであるとか路上喫煙者が見

受けられる状況となっております。そのため、標示物につきましては歩きたばこや喫煙者が多い場所に、いわゆる駅を上がったところが一番多いでございますので、そのあたりに集中的に設置してまいりたいと考えております。

デザインにつきましては、先行します戎橋駅、戎橋・心齋橋筋商店街地区で使用したものをベースにしたもので検討を行っており、いずれも日本語に加えまして、英語、韓国、朝鮮語、中国語の4カ国語で表示するという方針でございます。外国人観光客への周知にも一定対応できるものとしていく予定でございます。

まず、種別ごとに簡単に説明させていただきます。

まず、具体的な標示物案の中には独立柱の看板というものがございまして、柱を立てて設置するタイプのものでございます。資料の中では白抜きの丸印で明示されております。JR天王寺駅から四天王寺や一心寺に向かう通行者が多い谷町筋沿いに4カ所、天王寺駅南口を出たところの植樹帯に1カ所、東に延びる玉造筋沿い、年金事務所あたりですけれども、そちらに1カ所、計6カ所、通行者の方から視認しやすいように歩道に向けて設置する予定をいたしております。

続きまして、壁面への設置でございます。続いて28ページの天王寺駅周辺に集中して色つきの丸ですね、黒い色つきの丸でございますけれども、こちらはJR天王寺駅の施設であるとか地下街のあべちか様のご協力を得ながら、地上の出入り口から壁面等に取りつける看板をイメージしております。施設管理者等と協議中ということで、あくまでまだ協議中の案ではございますけれども、施設管理者様の協力を得ながら明示してまいりたいと思っております。

独立看板、壁面看板には、デザイン案にもございますように、当地区が路上喫煙禁止地区のエリアであること、また、わかりやすい誘導ということで、区域内で喫煙所位置の標示を行いたいと考えておりますので、引き続き管理者様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思っております。

また、もう1つ、地図内でJR天王寺駅の南側、三角印を表示してあるところがご

ざいます。こちらに関しては、こちらはJRの敷地でございます。今現在においても花壇になっているところで、施設として喫煙になっておるんですけども、こちらも今回禁止地区に含めたいというふうにお申し出をいただいております。その中で花壇のところのコンクリートの部分、そこに三角の示したところ、花壇のブロックの部分に、そこに合わせるような形で雨や日光にも劣化の少ない耐火性の屋外用のシールを設置することを検討しております。

あと、28ページの資料のペケ印で示したところ、駅北側の細く斜めに延びている筋でございます。そこに関しては路面シートの設置をすべく、道路管理者等々と協議を進めてまいりたいと考えております。

看板や屋外用のシールにつきまして、天王寺駅周辺施設の壁面やフェンス等に、具体的にJR西日本さん、あべちか、大阪駅地下街株式会社をはじめとする民間事業者さんにご協力をいただきながら、通行者の目につきやすいように工夫して設置してまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、天王寺区からの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○松下課長　　続きまして、阿倍野区役所市民協働課長の松下と申します。私のほうから、阿倍野区の設置場所等についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、28ページが全体像、30ページがそのイメージということで添付をさせていただいているところです。

考え方につきましては先ほど天王寺区さんが説明をしていただきましたので、そういった考え方で、天王寺区と足並みをそろえ、統一した形で取り組んでいくという考え方のもと、進めてまいっておるところでございます。

具体の標示物の案ですけれども、28ページのところに白の丸印で立てておりますのが、柱を立てて設置するような看板というふうに考えていまして、これはあべの筋を中心とした、通行者の多い歩道の植樹帯なんかに設置をしていきたいというふうに

今現在考えております。

あと、塗り潰した丸印につきましては、フェンス等へ取りつける看板というような形で区別をして、明示をさせていただいたところでございます。

それと、三角印が非常に目立つんですけども、これについてはステッカーとかシールにつきましては、道路上にあります既存の施設、建物の既存にあります看板であるとか、バス停が一部ございますのでそういったところ、それとか民間施設の出入り口、例えば地下鉄の出入り口なんかもございますので、そういったところにシールやステッカー等の標示物をつけていきたいということを今現在検討を進めています。

30ページのところに路面シートの仕様をつけておりますけれども、この路面シートについては阿倍野区側で現在明示はしておらないんですが、道路管理者、施設管理者と今協議・調整を進めておる中で難しいといった場合も想定されますので、そういった場合に補完するような形で路面シートについても考えてはいきたいと思っております。

現在、この申し上げました調整中というようなことでございますけれども、さらにこの沿道につきましては、民間事業者、お商売をされているお店とか商店街さんとかいうようなところもございます。そこの協力もいただきまして、今後この禁止区域の標示をこれ以上に充実させていきたいと考えておるところでございます。

簡単でございますが、阿倍野区からの説明は以上でございます。よろしくお願ひします。

○山西委員長　　ありがとうございました。

ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

清水委員。

○清水委員　　ポスターや標示物、掲示物のデザインということなんですけども、多分、喫煙される方はこの看板を探さないと思うんですよね。例えば案内所を探したいとかトイレを探したいとかいう方は、そのトイレのマークをどこかないかなと思って

探すと思うんですけども、たばこを吸われる方は、これはすごく意識されている方は探されるかもしれないですけども、あまりその辺を意識十分されていない方はこの看板をわざわざ探さないと思うんですよ。だから、天王寺のほうはたくさんポスターなんかも掲示される予定のようですけども、統一のデザインというか、色味であるとかフォントであるとか、たばこ禁止のマークもこれもいいとは思うんですけども、それだったらもっと嫌でも目に入ってきて、どこを歩いてもそのマークあるいは色使いとか、視覚的にぱっと目の片隅に入ってきたら、あ、ここは路上喫煙はだめなエリアなんだと、これのないところで吸わないといけないんだということをすり込むぐらいのデザインが必要ではないかなと思います。

立ちどまって吸われる方は周りを見たりもするかもしれないんですけども、歩きたばこをしてしまうとかいう、そういう習慣のある方というのはほとんどこの看板をわざわざ見るということはないと思うんですね。なので、そういう方にもちょっと目に入れてもらえるような統一のデザインですね。看板とポスターと路面標示が違う色味であるとか、違う文字の配列であるとかっているのだと、それが同じメッセージだということに気づかないことが多いんじゃないかなと。私なんかも、私その立場だったらそうではないかなと思いますし、そこはほかの先行の禁止地区との兼ね合いなんかもあるとは思うんですけども、この個別の区域だけでも統一した何かデザインというか、ほんとうに視覚的にぱっと、直感的にはっとさせられるようなデザインをぜひ工夫していただければと思います。

それは非常に直感的な理解というか認識を促すというのが1つ重要だということなんですけども、もう1つは、パブリックコメントで多分愛煙家の方からもたくさんの意見が寄せられていますし、一方では、受動喫煙を何とか避けたい、避けられるようにすべきだという意見も非常に多くて、大阪市の条例についてあまり正しく理解されていないというか、市のこの回答のほうで説明しているような部分もあると思うんです。なので、この問題について一体何なんだ、どうなっているんだと、そんなにたば

こを吸う人をいじめて何が楽しいんやと思っている方も少なからずおられると思うので、例えば、ほんとうにされるかどうかわからないですけど、QRコードとかつけておいて、この条例の説明、この大阪市の条例というのはこういうものですよというのを知ってもらうための手がかりを看板、ポスターと路面標示は難しいと思うんですけども、大きな看板、地図を載せるような看板であれば、そういう情報を少し付加しておいて、それで見られる方がどれぐらいおられるかわかりませんが、市としては説明をするというか、こういう市の条例になっていますと、それに基づいてこういう対策をしていますということを説明する態度を見せるというか、もちろん説明するんですけども、それが1つは重要ではないかなと思います。

なので、直感的にぱっと働きかけるというところと、正しく十分に説明する手がかりを示すということと2つ、この標識、標示物についてはお願いしたいなと思います。

○西尾課長　ただいま清水委員から貴重なご意見をいただきました。以前にも、啓発の部分につきましてSNSの活用とかご指摘いただきまして、一定の対応をこの間させていただいております。

ただいま、感覚的な直感的な認識を促す、あるいは説明責任をしっかりと果たすために、色味の統一やフォントデザインの統一、あるいはQRコードを表示することによって説明をちゃんと補足してはどうかとのご提案をいただきましたので、しっかりと受けとめて、各区とも連携調整する中で、今のご意見につきまして対応できるような方向で検討していきたいと思いますので、ありがとうございます。

○山西委員長　ほかにご意見、ご質問。

黒坂委員。

○黒坂委員　先ほどの委員のご意見には賛成なのですが、ぱっとわかるというのは視覚的にも大事だと思います。その中で「過料1,000円が徴収されます」というところが少し小さいところもあるので、こちらのほうは前から私が気になっていて、何回か前の委員会で申し上げましたけれども、横浜市の裁判なんかを見ていますと、

第一審ではそこが見にくかったのということで過失がなかったとされていますし、一審と結論の異なる控訴審でも過失自体は必要とされています。それから時代もずいぶん変わりました、喫煙者の方にもこういう条例があるのかなというような一定の認識はあるとは思いますが、ここで喫煙すると1,000円徴収されるんだよということはやはりきちんと明示していただきたいということが1点ございます。お願いします。

○西尾課長　ありがとうございます。ただいまご指摘いただきました「条例に基づき」とか、いろいろそうした部分の表現が不足ということもありました。先ほど清水委員のほうからもありましたようにQRコードの活用とか、また、現地での標示物の中にも「条例に基づき」とか、一言足らない部分についてはちゃんと埋めて、ただいまのご指摘について対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○黒坂委員　それから、払いたくないといった弁明をされた方は実際におられるのかなということもお聞きしたいです。

○西尾課長　実際に過料徴収できないケースというのもございます。歩きながら「ちょっとお待ちください」というような声かけもさせていただく中で、私どもの指導員のほうから説諭等々をやっているんですけども、なかなか応じてくれないようなケースがありまして、結局過料が取れていない状況がありますが、ただいまご質問がありました弁明の機会を利用されたというケースはこの間なかったです。

○黒坂委員　むしろ払わずに行ってしまうという形でしょうかね。わかりました。確実にこういうサインを、わかりやすい形で明記をお願いします。

○西尾課長　ありがとうございます。サイズなんですけれども、いろいろ道路管理者の制限というんでしょうか、規定等もありまして、本来でしたらこの路面シートでも非常に小さなシートになっていますので、倍あるいは3倍ぐらいのスペースだったらほんとうに目につきやすいんですけども、そこはやはり道路管理者の規定等がある中で、できることとできないことがありますので、その部分につきましては道路管理

者とも協議を進める中で、よりよいものという観点の中で調整を進めていきたいと思っています。

○黒坂委員　もう1点だけよろしいですか。

○山西委員長　どうぞ。

○黒坂委員　白黒なのであれなんですけど、これ、やっぱり色はある程度わかりやすいようにはしていただけると。

○西尾課長　はい。カラー刷りで全てやっていますので、なっております。今、表示しておりますのは御堂筋とかにも表示しているものでして、現在持っていますデータを修正し、発注をかけていくということになっていきますので、色目とかにつきましては一定、統一感を持ったものができるかなと思っていますが、今回のご指摘も踏まえる中で、できる限り統一したものにしていきたいと思っています。

○山西委員長　ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

その他、全般に関してご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうかよろしいですね。

貴重なご意見、いろいろありがとうございました。

このあたりで、またこの路上喫煙の禁止地区のまとめに入っていきたいと考えております。次回の委員会のときまでに、事務局と相談した上で、一応委員会としての答申案を提示させていただきまして、その答申案に基づいて次回の委員会でいろいろ意見を聞いて、最終的に答申案をまとめて答申をするというような方向で行きたいかと思っていますので、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　じゃ、そういうことで、次回には答申案を議論した上で決めるという形でやってまいりたいと思います。

○西尾課長　ありがとうございます。本日、委員の皆様方には貴重なご意見を賜りありがとうございます。ただいま委員長のご発言を踏まえて、次回の本委員会におき

ましては具体的な答申案についてお示ししたいと考えております。

また、喫煙場所や啓発標示について整理させていただくということと、それと、本日ご意見として賜りました「市民の声」のデータの開示なり、あと、喫煙場所について、過去にどんなものを設置しているのか、また、今後新たに設置する部分としてはどのような形状のものを設置するのかということも、今回ご要望がありましたので、別途用意させていただく中で、今、委員長からありました答申案についてしっかり事務局として用意させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山西委員長　　すいません、12時を過ぎて。もうあと5分ぐらい。

その他の部分で、前回もご意見がありました加熱式たばこの取り扱いについて、事務局のほうで他の都市の状況について調査をいただきました。その点について、報告をお願いしたいと思います。

○西尾課長　　そうしましたら、その他の資料、1ページめくっていただきまして、お願いいたします。

32ページに、前回の委員会の中でご質問がありました部分、3項目にわたって確認させていただきました。路上喫煙に関する条例、加熱式たばこの取り扱いについて、他都市の状況ということでやっています。

1点目につきまして、路上喫煙に罰則規定を設けていますかということで、罰則があり、徴収しているというのが12都市。欄外、上の注意書きにありますように米印を打っていますのが大阪市の位置づけということで、12件の中には大阪市も入っております。また、罰則があるけれども徴収していないのが6市、罰則はないというのが2市となっております。

また、設問2ですけれども、加熱式たばこ、IQOSとかPloom TECH、glo、3社から出ておりますけれども、これによる路上喫煙について条例の規制対象としておりますかという問いに対して、対象とし、過料を徴収しているという都市はございません。対象としているが、啓発のみ行っている都市が4都市ございました。

対象としていないのが16市でございまして、大阪市もこの16の中に含まれております。

備考欄にその説明ですけれども、火を使わないためやけど等の危険がなく、健康への影響の程度が不明であるためという考え方。条例は、やけどなどの危険を防ぐとともに、吸い殻のポイ捨てを防ぐ目的で制定したものであり、加熱式たばこは火を使わず煙も出ないため対象としていないという考え方。あるいは、対象とはしていないが、喫煙所への誘導や使用をやめるよう依頼するというので、お答えされた都市がありました。大阪市もこの最後の、対象としていないけれども誘導とか使用をやめるようお願いさせていただいているところでございます。

また、設問3でございしますが、加熱式たばこについて、今後扱いを変更しますかという問いに対して、変更する予定があるのはございませんでした。変更については検討中であるというのが8都市で、大阪市もここに含まれています。

考え方ですけれども、他都市の動向を踏まえ検討する。健康増進法の改正や他都市の動向を踏まえて検討する。加熱式たばこの健康への有害性が立証された場合は対象とするか、検討する。健康増進法の規制対象に加熱式たばこを含める場合は扱いを検討しなければならないといったご意見がございまして、大阪市におきましても、他都市の動向を踏まえて検討していくということで考えておるところでございます。

また、今後の取り扱いについて変更する予定はないというのが12都市ございました。

なお、欄外に政令指定都市20市につきまして表記させていただいております。

非常に雑駁ではございますけれども、他都市の状況についてご報告させていただきました。

○山西委員長　ありがとうございます。

質問等あるかと思うんですけれども、時間がいっぱいですので、もしあれば最後にまとめてさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、続いて、3月20日に公布された大阪府の受動喫煙防止条例の概要について、情報提供をお願いいたします。

○林課長 受動喫煙防止対策担当課長の林でございます。簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

受動喫煙の防止につきましては、健康増進法の第25条におきまして努力義務とされております。本市においても、健康増進計画「すこやか大阪21」におきまして取り組みを進めているところでございます。

ご承知のとおり、受動喫煙による健康影響については科学的に明らかになっておりますが、まだ飲食店や職場では受動喫煙にさらされるなど、健康増進法の努力義務による対策では不十分であります。

国においては、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催等も契機としまして、国民の健康増進を一層図る観点から健康増進法が改正されております。加えて大阪におきましては、2025年の万博開催に向けて、国際都市として全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進めることが必要としまして、本年3月に大阪府受動喫煙防止条例が制定されたところであります。

資料は、大阪府のほうで作成されました大阪府受動喫煙防止条例の概要についてというものでございます。

まず、府条例の対象範囲につきましては、左側、3に記載のとおり府内全域となっております。望まない受動喫煙を防止するために、多数の者が利用する施設において原則屋内禁煙として、その類型ごとに対策が必要となってくるものです。

まず、4に、右側上になります記載の第一種施設の取り組みでありますけれども、第一種施設は学校、病院、行政機関の庁舎等がそれに当たります。改正法では本年7月から敷地内禁煙となりますが、2020年、来年の4月からは府条例で敷地内全面禁煙となり、屋外を含む敷地内に喫煙設備を設けないように努める必要がございます。

これは、この施設が受動喫煙により健康を損なうおそれの高い子供さん、患者、妊婦さんが利用する施設であるということから、一部例外措置を設けて早期に対策を行うものです。また、喫煙禁止場所に喫煙器具等の設置をするなどの違反については罰則の対象となることもございます。

次に、また左のほうに戻っていただきます。5に記載の第二種施設における取り組みでございます。第二種施設については、オフィス、事業所、飲食店等ということになりますが、多くの方が利用する施設として、2020年4月から原則屋内禁煙。専用の喫煙室内のみが喫煙可能となりまして、違反すると罰則の対象となることもあります。

ただ、左の段の下の表にあります小さな飲食店。飲食店には経過措置がございまして、経営規模の小さい飲食店では室内禁煙か喫煙かの選択ができ、喫煙を選択した店舗には標識の設置が必要となってまいります。経過措置の要件としましては、2020年4月1日現在で営業しており、個人営業または資本金5,000万以下で、客席面積が100平米以下の飲食店ということになります。

ただ、府条例では2025年4月から経過措置の要件が客席面積30平米以下ということになりまして、改正法での規制より小規模な飲食店が対象となってまいります。

先ほど来出ております加熱式たばこの取り扱いについては、7のところに記載があります。健康影響が科学的に明らかでないとして、改正法と同様に加熱式たばこ専用喫煙室での喫煙が可能で、この場合、飲食等もできるとしております。

改正法と府条例の概要については、簡単ですが、以上です。

資料の裏面にはこれまでの経過が掲載されております。検討状況としてご確認をいただきたいと思います。

府条例は、改正法を上回る規制により府民や事業者等の権利を制限することから、慎重な対応を要するとしまして、附帯決議が幾つか付されております。2025年の万博の開催を見据え、公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の設置を積極的に行うこととされ

ておりまして、それが裏面右下の環境整備等に関する取り組み（例）にあります。受動喫煙防止に向けた環境整備の飲食店への支援策と、公衆喫煙所の整備促進策に記載があります。現在、屋外の公衆喫煙場所整備につきましては、大阪府では有識者を交えた検討会の設置を目指しておりまして、今後、モデル地区を選定し、整備を行う予定と聞いております。本市としましても、関係部局と連携して大阪府に協力していく予定としております。

私のほうからは以上です。

○山西委員長　ありがとうございました。

加熱式たばこの件も含めまして、この条例の件に関しましてもご意見、ご質問がございましたら。よろしいでしょうか。

そしたら、この報告も参考にした上で次回答申案の検討に入りたいと思いますので、きょうは長時間どうもありがとうございました。

○事務局（中野課長代理）　本日は、委員長をはじめ、委員の皆様におかれましてはお忙しいところご審議賜り、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第31回大阪市路上喫煙対策委員会を終了させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

閉会　午後0時19分